

森林保全課公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、森林保全課が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

（１）設置する公用車

設置の対象とする公用車は、森林保全課が所管する以下の公用車とする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

① ジムニーシエラ・熊本５０２ひ５６８０

（２）撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車内に設置し、車両前方、後方の映像を撮影する。

（３）撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

（４）記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

（１）ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

（２）ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は森林保全課長とする。

5 記録データの管理方法

（１）記録データの管理

ア 記録データは一定時間（１時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用後は、全てのドアを施錠するものとする。

（２）記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、閲覧記録簿は管理責任者が3年保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

ア 設置目的を達成するために記録データの保存が必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て当該データを保存できるものとする。

イ アに規定する記録データの保存期間は1か月間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由等を記録することとし、保存期間延長記録簿は管理責任者が3年保存しておくものとする。

ウ 記録データは、管理責任者の承認を得た媒体（以下「承認媒体」という。）に保存のうえ、施錠できる執務室内で保管することとし、承認媒体以外のものに保存してはならない。

(4) 記録データの複写

承認媒体に記録データを保存する場合を除き、記録データの複写は原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

なお、メモリーカード内の記録データについては、上書きされた時点で適正に削除されたものとみなす。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録することとし、提供記録簿は管理責任者が3年保存しておくものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、森林保全課長が別に定める。

この要項は、令和8年（2026年）10月19日から施行する。

年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

森林局

[illegible]

年度 ドライブレコーダー記録データの保存期間延長記録簿

森林局

[illegible]

年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

森林局

[illegible]